

平成３０年１月１２日
建設部住宅支援課

防災集団移転事業で住宅再建された住宅の実費補助について （東日本大震災被災住宅再建補助金の適用）

防災集団移転事業（以下「防集事業」）では、住宅再建された方への、借入金の利子及び、移転費に対しての補助があります。一方、借入をせずに再建した方への補助がないことから、市の独自支援（財源：東日本大震災復興基金交付金〔津波被災住宅再建支援分〕）（以下「復興基金」〔津波再建分〕）が出来ないかをこれまで県へ要望を重ねた結果、このたび、利用可能との回答が示されました。併せて既に借入をし防集事業として再建し補助を受けた方はたとえ今回の独自補助の方が高額となる場合であっても、重複・上乗せ補助になるとして利用不可とされたところです。

しかしながら、今回、市としてはがけ地近接等危険住宅移転事業（以下「がけ近事業」）利用者に対し同様の措置を行ってきたことを踏まえ利子補助の少ない方にも差額を補助することを含めた検討を行い、防集事業で住宅再建に要した経費に対して、下記２.のとおり補助することとします。

１ 経過説明（がけ近事業の取り扱い）

今回、県の回答により、既にながけ近事業で再建した方へ既に支給済みである本市独自支援としてのがけ近事業との差額支給に関しても同様に復興基金〔津波再建分〕は利用不可と指摘されました。

がけ近事業に対しての市独自支援との差額遡及は、平成２５年の本市制度改正に伴い県にも提出している事業計画に盛り込み、不公平をなくすため市の独自支援での金額の嵩上げの都度行ってきたものです。

しかしながら、今回指摘は受けたものの、これまで補助済みの方との不公平性をなくす観点から今後も補助を行うこととします。尚、県は他市に対しても同様に指摘をしており、今後、他市とも連携し改めて復興基金〔津波再建分〕の対象とするよう要望してまいります。尚、要望が通らない場合には、東日本大震災復興基金交付金（３,６１６,９７７千円）への財源の組替えを行います。

２ 内 容

- １） 防集事業で住宅再建に要した経費に対し、実費（上限２００万円）を補助します。
- ２） 防集事業に係る住宅移転事業補助金受給済みの方は、上限２００万円から補助受給済み金額との差額を支給します。
- ３） 今後補助申請を行う方は、防集事業と市独自支援の重複は行う事は出来ません。

3 対象者

次のいずれの条件も満たす者

- 1) 防集事業対象者
- 2) 災害証明書において全壊又は大規模半壊の判定を受けた者

4 対象件数

約330件

- 1) 防集事業 補助無し、又は移転費補助のみ対象件数 221件
- 2) 防集事業 移転費+利子200万円未満補助決定済み件数 109件

5 所要額

513,352千円(①415,943千円+②97,409千円)

6 財 源

- 1) 防集事業で再建された方のうち、やむを得ない事由等により住宅再建に係る借入をしない方

(千円)

防集事業補助金額			市独自支援必要額
	件数	支払額(予定含む)	上限200万円との差額
利子無し、移転費無し	3件	-	6,000
利子無し、移転費有り	116件	26,057	205,943
補助未申請件数(最大値)	102件	-	204,000
合計	221件	26,057	415,943

必要額 415,943千円 - ①

- 2) 防集事業で再建された方のうち、利子補助を受けている方

(千円)

防集事業補助金額			市独自支援必要額
	件数	支払額(予定含む)	上限200万円との差額
利子有り0~200万円	109件	120,591	97,409

必要額 97,409千円 - ②

復興基金[津波再建分](7,045,000千円)の11月末時点での最終残見込額は、552,343千円であり今回は利用満限近い補助額200万円を設定しております。

・予算残額見込552,343千円-必要額513,352千円=残額38,991千円
尚、前頁1,の財源組替を行った場合は復興基金[津波再建分]の利用は223,802千円(がけ近事業差額支給分126,393千円+②)減少することになります。

7 今後の取り組み

がけ近事業と市独自支援の差額支給分,今回行う防集事業の差額支給(②)についても全額,復興基金[津波再建分]を利用できるよう,県に働きかけを行っていきます。働きかけは,本市と同様に差額支給を行っている他市と連携をとって要望していきます。

8 実施時期

平成30年3月から

9 周知方法

- ・気仙沼復興ニュース・気仙沼市ホームページに掲載します。
- ・補助が確定し,補助金受給済みの方には個別にご案内します。